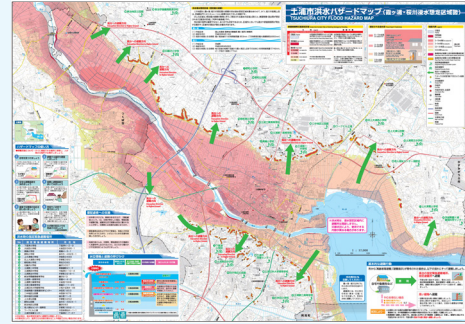


ハザードマップを使って、避難場所を確認しよう

災害時に被害が予想される区域や、避難場所などの情報を地図上に示したものを「ハザードマップ」といい、次のようなものがあります。

- **洪水ハザードマップ**
洪水により想定される浸水の区域と深さを示します。
- **土砂災害ハザードマップ**
土砂災害により被害が予想される区域を示します。
- **液状化危険度マップ**
地震により液状化の発生の恐れがある区域を示します。
- **内水ハザードマップ**
大雨が降った場合などに、下水施設や水路から溢れた雨水により浸水するおそれがある区域を示します。
- **道路冠水マップ**
大雨が降った場合に冠水するおそれのある(冠水したことがある)道路を示します。

事前にハザードマップで危険箇所を確認し、避難場所や避難経路などを家族や地域の皆さんで話し合いましょう。市から避難指示などの情報が発令されたときは、状況に応じて適切な避難行動をとってください。



▲洪水ハザードマップ

土浦市のハザードマップ一覧はこちら▶



防災クイズ

ひざの高さまで浸水している状況で、避難するときの最適な靴はどれでしょう？

- ①長靴 ②運動靴 ③サンダル

答えは25ページ最下部にあります。



くらしの 豆知識

問消費生活センター(☎823-3928)

スタートしたばかりの新生活 ～このようなトラブルに気を付けましょう～

4月は進学や就職などで新生活をスタートする人が多く、契約する機会も増えると思います。今回は、気を付けてほしいトラブルを紹介します。

《事例1》

SNSからプレゼント応募をした。当選の連絡があり、受け取り会場へ向かった。プレゼントを受け取った後に、30万円の腕時計を勧められローンを組んで契約した。翌日、冷静になって考えると、高額で必要ないため契約解除したい。

《事例2》

引っ越しをしたときに、換気扇フィルター販売業者が訪ねてきた。アパートの管理会社を通してと言われたため、契約した。後日、アパートの管理会社に確認したところ、業者の説明がウソであることがわかったので契約解除したい。契約した日から7日経っているが、まだ商品は受け取っていない。

《解説》

- 事例1は、販売目的を隠して、営業所などへ呼び出し、高額な商品やサービスを契約させる「ポイントメントセールス」という手法で、訪問販売の1つです。
- どちらの事例も訪問販売にあたり、契約後8日間以内であったため、「クーリング・オフ」が適用されて解決できました。

《アドバイス》

訪問販売など一部の取り引きには無条件で契約解除できる「クーリング・オフ」が適用できます。契約前に疑問が生じた場合は、すぐに相談しましょう。

- トラブルに遭ったときや、不安に思ったときはご相談ください。
- 消費者ホットライン ☎188
- 消費生活センター ☎823-3928